

水道未普及地域解消計画

(平成12年12月)

川 本 町

(水道環境課)

県名	島根県
市町村名	川本町

1. 基本方針

川本町における水道普及率は、現在79.0%であり、簡易水道事業3ヶ所により給水を行っている。また、飲料水供給施設等小規模施設をあわせた給水率は87.9%となっている。

水道未普及地域は14ヶ所(578人)存在し、これらの地区では現在井戸水、山水等を利用している状況である。

本計画は、水道未普及地域を解消するため、これらの地域のうち簡易水道の給水区域にある北佐木及び古市地区について他事業との合併施工により整備を行い、水道未普及地域の解消を図るものである。

本計画により、当町の行政区域内の水道普及率は80.7%に達し、今後、当町における飲料水の衛生確保が図られるものである。

2. 水道普及の現状

平成12年3月31日現在

	区 分	現在人口	現在給水人口	未普及人口
給 水 区 域	川本簡易水道	2,962	2,922	40 (1)
	三原簡易水道	817	775	42 (20)
	湯谷簡易水道	71	71	0
	計	3,850	② 3,768	82 (21)
	三俣飲料水供給施設	97	97	0
	小谷飲料水供給施設	63	63	0
	田原飲料水供給施設	53	53	0
	市井原飲料水供給施設	69	69	0
	計	282	282	0
	小	計	4,132	4,194
	(1)白地地区	30	0	30
	(2)湯谷地区	27	0	27
	(3)小谷地区	26	0	26
	(4)田原地区	12	0	12
	(5)矢谷地区	152	0	152
	(6)畑野地区	59	0	59
	(7)笹畑地区	71	0	71
	(8)川内地区	87	0	87
	谷戸小集落改良簡易水道	23	23	0
	谷戸簡易給水施設①	24	24	0
	谷戸簡易給水施設②	34	34	0
	日向簡易給水施設	40	26	14
	築紫原簡易給水施設	35	17	18
	木屋原簡易給水施設	20	20	0
小	計	640	144	496
合	計	① 4,772	② 4,194	578
水道普及率(②/①)		79.0%		
水道給水率(③/①)		87.9%		
補助飲用井戸施設		34箇所		【90】

3. 水道未普及地域施設整備計画

未普及地域名	現在人口	施設整備事業区分	工 期	整備方法	整備の概要
川本地区	人 40	川本簡易水道給水 区域内の配水管等 整備	未定	C	配水管、給水管の 整備
三原地区	42	三原簡易水道給水 区域内の配水管等 整備	未定	C	配水管、給水管の 整備
笹畑地区	71	営農飲雑用水施設 による笹畑飲料水 供給施設の新設	9～11	B	水源施設（地下水） 浄水施設（徐鉄・徐 マンガン装置）、配水 施設（配水池、配水 管）の整備
	④ 82				
	⑤ 153				

4. 施設整備後の水道普及率及び水道給水率

現 在 人 口 ①	施設整備後の給水人口 ⑥ (②+④)	水 道 普 及 率 ⑥/①
4,772人	3,850人	80.7%
	施設整備後の給水人口 ⑦ (③+⑤)	水 道 給 水 率 ⑦/①
	4,347人	91.1%

5. 将来とも施設整備を行わない地域の状況

地 区 名	現在人口	理由番号	衛 生 確 保 対 策 の 概 要
白地地区	人 30	①	当地区は良質の地下水に恵まれた地域であるので、将来においても井戸水から飲料水を確保することとしているが、衛生確保については「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき指導を徹底することとする。
湯谷地区	人 27	②	当地区は井戸水・山水等により飲料水を確保しており水道整備の要望もないが、衛生面については「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき指導を徹底することとする。
小谷地区	人 26	②	当地区は井戸水・山水等により飲料水を確保しており水道整備の要望もないが、衛生面については「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき指導を徹底することとする。

地区名	現在人口	理由番号	衛生確保対策の概要
田原地区	人 12	②	当地区は井戸水・山水等により飲料水を確保しており水道整備の要望もないが、衛生面については「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき指導を徹底することとする。
矢谷地区	人 152	①	当地区は良質の地下水に恵まれた地域であるので、将来においても井戸水から飲料水を確保することとしているが、衛生確保については「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき指導を徹底することとする。
畑野地区	人 59	①	当地区は良質の地下水に恵まれた地域であるので、将来においても井戸水から飲料水を確保することとしているが、衛生確保については「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき指導を徹底することとする。
川内地区	人 87	②	当地区は井戸水・山水等により飲料水を確保しており水道整備の要望もないが、衛生面については「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき指導を徹底することとする。
日向地区	人 14	①	当地区は良質の地下水に恵まれた地域であるので、将来においても井戸水から飲料水を確保することとしているが、衛生確保については「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき指導を徹底することとする。
築紫原地区	人 18	①	当地区は良質の地下水に恵まれた地域であるので、将来においても井戸水から飲料水を確保することとしているが、衛生確保については「飲用井戸等衛生対策要領」に基づき指導を徹底することとする。

6. 添付図面

行政区域…**茶色**

簡易水道区域…**緑色**

飲料水供給施設等小規模水道区域…**紫色**

厚生省以外の事業による整備区域…**桃色**

施設整備しない区域…**黒色**

①自己水源があるため整備不要

②整備要望のない地域